

居宅療養管理指導サービス提供に係る重要事項説明書

居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて次の事項をご説明いたします。

1. 事業者概要

事業者名称	あさなぎ薬局 (札幌市指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業者の所在地	札幌市白石区南郷通14丁目北3番8号
電話番号	011-867-1000
事業者番号	0140345083
代表者名	鈴木 伸一

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的：要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

運営の方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことは致しません。

3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

[居宅療養管理指導サービス]

- ① 当事業者の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調剤するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や用法に関する説明を行うこと等により、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② お薬の副作用や複数の医療機関から頂いているお薬の飲み合わせ（相互作用）等のお薬に関する疑問やご心配なことがあれば、担当の薬剤師がわかりやすくご説明

致します。

4. 職員等の体制

当事業者の職員体制は以下の通りです。

1 従業員について

従業員の職種	人数	勤務時間：
薬剤師	4名以上	月曜日～金曜日：午前9時～午後6時
事務員	3名以上	土曜日：午前9時～午後12時30分

2 管理者について

常勤の管理者1名を配置する。

但し、業務に支障がない限りあさなぎ薬局の管理者との兼務を可とする。

5. 服薬指導担当薬剤師

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。
- ② 患者様は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合当薬局は、この訪問薬剤管理指導の目的に反するなどの変更を拒む正等名理由がない限り、変更の申し出に応じます。

6. 営業時間

営業時間：
月曜日～金曜日：午前9時～午後6時
土曜日：午前9時～午後12時30分

国民の祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除きます。

但し、定期訪問は月～金曜日とさせていただきます。

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じて患者様の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

緊急連絡先

あさなぎ薬局 090-6994-2314

8. 利用料

① 薬剤師による居宅療養管理指導サービス費

単一建物居住者が1人の場合	1割負担	1回	518円
	2割負担	1回	1,036円
	3割負担	1回	1,554円
単一建物居住者が2~9人の場合	1割負担	1回	379円
	2割負担	1回	758円
	3割負担	1回	1,137円
上記以外の場合	1割負担	1回	342円
	2割負担	1回	684円
	3割負担	1回	1,026円

* 月4回を限度とします。

* ただし、特殊な患者様の場合は1週に2回かつ月8回を限度とします。

② 特殊な薬剤が使用されている場合

1回につき100円が①に加算されます。

③ 臨時・緊急時の居宅療養管理指導は医療保険が適用されます。

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

1割負担の場合 1回 500円

* 月4回を限度とします。

* 上記の利用料の他、医療保険制度に伴い、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部もご負担いただくこととなります。

9. 苦情申立窓口

当事業者のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば以下の連絡先までご連絡ください。

連絡先 会社名 LBDリサーチ株式会社
住所 札幌市白石区南郷通14丁目北3番8号
電話 011-867-1000
FAX 011-867-1001